

学校における「消費者教育」支援事業のご紹介

- 追加募集中 -

(令和6年度事業)

県では、「和歌山県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育を、総合的かつ一体的に推進しています。また、成年年齢の引下げや学習指導要領の改訂等において、若年層への消費者教育の充実が一層求められています。

県では、児童・生徒の適切な消費行動に結び付く知識や実践的な能力習得を支援するため、専門の講師を県内の学校へ派遣する事業を行っております。是非ご活用ください。

《講師派遣の申込について》

【募集期限】令和6年7月12日（金）まで

- 別紙用紙にてお申込みください。
- 派遣費用：無料
- 実施テーマは以下からお選びください。
- 実施日時・方法・詳細内容等については、申込後に調整となります。
- 実施希望日の2か月前までにお申込みください。

＜お問い合わせ先＞

県民生活課 TEL 073-441-2342（直通）
mail e0313001@pref.wakayama.lg.jp

○講座のテーマ、内容等について

インターネット

対象：小学生高学年、中学生、高校生

講師：県消費生活相談員（県消費生活センター）

内容例：パソコン・携帯・スマートフォンの注意点とマナーなど、実際の消費者トラブルを踏まえた内容を通じて学習

契約

対象：中学生、高校生

講師：県消費生活相談員（県消費生活センター）

内容例：契約の基本を知り、悪質業者の手口、契約トラブルの事例などを通じて、被害の未然防止と解決法を学習

金融・金銭教育

対 象：小学生、中学生、高校生

講 師：金融広報アドバイザー(県金融広報委員会)

内容例：買い物ゲームなどを行い、計画的なお金の使い方について学習

クレジットカードの仕組みや多重債務などについて学習

将来のライフプランの必要性や家計管理・資産形成について学習

○【参考】消費者教育教材に関する情報

1) 消費者教育動画「消費者トラブルにあわないために」

インターネット通販や儲け話をはじめとする消費者トラブルの未然防止を図るため、高校生や大学生などの若者やその親世代を対象に動画を作成しました。「ほんまにこれで、ええんかな」をキャッチフレーズに、消費者トラブルの具体的な事例やその未然防止方法を学ぶ内容となっています。

<主な内容>

1. 若者向けショートドラマ風の導入動画

消費者被害にあうことを自分ごととして捉えてもらうため、4つのトラブル事例(インターネット通販、儲け話、脱毛エステ、占い)の内容と注意点をそれぞれ1分程度で紹介

2. 若者向け解説動画

導入動画で取り扱った4つの事例の注意点及び消費者トラブルを防ぐポイント、消費者ホットライン「188」の説明などを紹介

3. その他

特別支援学校向けスライドショー動画や大人(社会人)向けの動画、啓発用広告動画などを作成



(和歌山県 HP へリンク)

(和歌山県県民生活課 HP)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/d00216060.html>

<問い合わせ先>

県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 和歌山県庁本館 2 階

電話:073-441-2342 FAX:073-433-1771

E-mail: e0313001@pref.wakayama.lg.jp